

(令和7年7月4日発表)

水防法に基づく「雨水出水浸水想定区域」の指定と 内水ハザードマップの公表

◆概要

【「雨水出水浸水想定区域」の指定】

- ・ 2021 年の水防法改正により、想定し得る最大規模の降雨による「内水氾濫」（大雨によって排水能力が追いつかず、雨水が地表に溢れる現象）を想定した「雨水出水浸水想定区域」の指定が、都道府県知事・市町村長に義務付けられました。
- ・ これに伴い、静岡市は、想定し得る最大規模の規模の降雨（1 時間あたり 147mm）を想定した「雨水出水浸水想定区域」を令和7年7月1日付けで指定しました。
- ・ 「雨水出水浸水想定区域」は、市 HP(<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s9568/s012553.html>)に掲載しています。

【「内水ハザードマップ」の公表】

- ・ 「雨水出水浸水想定区域」に、アンダーパスや地下道などの浸水の恐れがある箇所や、緊急避難場所等の情報を加え、「内水ハザードマップ」として公表します。
 - ・ 「内水ハザードマップ」は、静岡市地理情報システム「しずマップ」(<https://city.shizuoka.geocloud.jp/>)の「洪水ハザードマップ」内にある「内水（雨水出水）」で見ることができます。
 - ・ 「内水ハザードマップ」の公表に伴い、特定の事業者や施設には、次の①②の**新たな義務が発生します。**
- ① 宅地宅建取引業者：「浸水想定区域内」の不動産取引において、購入者等への重要事項説明として、「内水ハザードマップ」における対象物件の所在地を事前に説明することが義務化されます。
 - ② 要配慮者利用施設：「浸水想定区域内」にある社会福祉施設や医療施設には、利用者の安全かつ円滑な避難を確保するため、避難確保計画の作成が義務化されます。

別紙資料 無

【問合せ】

〈ハザードマップの利用と避難に関すること〉

- ◆危機管理局危機管理課(静岡庁舎新館3階)
- ◆担当：杉村、仁藤 ◆電話：054-221-1236

〈雨水出水浸水想定区域の指定と浸水に関すること〉

- ◆建設局土木部河川課(静岡庁舎新館6階)
- ◆担当：鈴木（亘）、鈴木（孝） ◆電話：054-221-1342